

平成23年第7回那珂川町議会臨時会

議事日程(第1号)

平成23年11月29日(火曜日)午後1時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第1号 那珂川町職員の給与に関する条例等の一部改正について

(町長提出)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(15名)

| | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 佐藤信親君 | 2番 | 益子輝夫君 |
| 3番 | 塚田秀知君 | 4番 | 鈴木雅仁君 |
| 5番 | 益子明美君 | 6番 | 大金市美君 |
| 7番 | 岩村文郎君 | 8番 | 小林盛君 |
| 9番 | 福島泰夫君 | 10番 | 阿久津武之君 |
| 11番 | 橋本操君 | 12番 | 鈴木和江君 |
| 13番 | 石田彬良君 | 14番 | 小川洋一君 |
| 15番 | 川上要一君 | | |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-------------------------|-------|----------------|-------|
| 町長 | 大金伊一君 | 副町長 | 佐藤良美君 |
| 教育長 | 小川成一君 | 会計管理者兼 会計課長 | 鈴木吉美君 |
| 総務課長 | 益子実君 | 企画財政課長 | 藤田悦男君 |
| ケーブル テレビ放送 センター室長 | 増子定徳君 | 税務課長 | 川俣勇也君 |

| | | | |
|---------------|--------|--------------|-------|
| 住民生活課長 | 手塚孝則君 | 健康福祉課長 | 郡司正幸君 |
| 建設課長 | 秋元彦丈君 | 農林振興課長 | 山本勇君 |
| 商工観光課長 | 高野麻男君 | 総合窓口課長 | 薄井績君 |
| 上下水道課長 | 塚原富太君 | 環境総合推進室 長 | 星康美君 |
| 学校教育課長 | 川和なみ子君 | 生涯学習課長 | 小川一好君 |
| 農業委員会 事務局長 | 秋元誠一君 | | |

職務のため議場に出席した者の職氏名

| | | | |
|------|------|----|------|
| 事務局長 | 田村正水 | 書記 | 板橋了寿 |
| 書記 | 岩村照恵 | 書記 | 北條清 |

開会 午後 1時30分

開会の宣告

議長（川上要一君） ただいまの出席議員は15名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成23年第7回那珂川町議会臨時会を開会いたします。

開議の宣告

議長（川上要一君） 直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

議長（川上要一君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ごらんいただきたいと存じます。

会議録署名議員の指名

議長（川上要一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、9番、福島泰夫君及び10番、阿久津武之君を指名いたします。

会期の決定

議長（川上要一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（川上要一君） 日程第3、議案第1号 那珂川町職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） 皆さん、こんにちは。

本日はお忙しい中、平成23年第7回議会臨時会にご出席をいただき、まことにありがとうございます。

ただいま上程されました議案第1号 那珂川町職員の給与に関する条例等の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

職員給与に係る人事院勧告は、例年8月上旬に行われていたましたが、本年度は東日本大震災の影響により例年より遅れ、去る9月30日に国会及び内閣に対して国家公務員の一般職の職員の給与に関して民間給与との比較における格差解消のため、中高年齢層を中心とした基本給の0.2%引き下げ等の勧告を行いました。

これを受け、本町においても人事院勧告を踏まえて実施することとし、給与改定に係る条例を改正するものでございます。

改正内容の詳細については、担当課長から説明申し上げますので、ご審議のうえ、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（川上要一君） 総務課長。

総務課長（益子 実君） 補足説明を申し上げます。

今回の改正内容は、本年9月30日の人事院勧告及び栃木県人事委員会の勧告に基づき、職

員の月例給につきまして引き下げを行うものであります。

改正条例の第1条は月例給の引下げについて、第2条は平成18年の給料表改正に伴う調整差額分に係る率の改正であります。主な改正内容については別添説明資料により説明いたします。

まず、職員月例給の引下げの改定であります。中高年齢層の職員を中心に平均で0.2%を減額し、月額にして平均約580円の引き下げを行うものであります。約56%の職員が該当し、一月当たり全体で約21万円、年額にいたしますと252万円の減となります。

次に、本年12月期の期末手当においての特例措置ですが、職員の給与に関し、附則第2項において減額調整の措置を規定しております。これは、年間給与の比較において公務員給与と民間給与の均衡を図る観点から所要の調整を行うもので、本年4月から11月までに既に支給された給与及び期末勤勉手当等の0.37%を、本年12月期の期末手当において減額する調整措置を講ずるものであります。

なお、期末勤勉手当の支給月数につきましては、議会の議員及び町長、副町長も含めまして今回改正はありません。附則は施行日を定めたものであります。

以上で補足説明を終わります。

議長（川上要一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

2番、益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） 幾つか質問したいと思います。

今回の改正ですが、何人ぐらいの職員が対象になっているのか、何歳以上の職員が多いのか、何年以上勤めた職員が対象になるのか、また合計金額を先ほど言われましたので教えてください。

それと、多分平成16年度から給料がカットされていると思うのですが、平成23年までの職員で少ない人でどのぐらいの額になるのか。平成16年度から公務員の給料がカットされていると思うのです。それがずっと続いていると思うのですが、それで少ない人で今までどのぐらいカットになっているのか、総額ですね。また大きい人でどのぐらいになっているのか。それと、平均的な金額はトータルでどのぐらいになっているのかを聞きたいというふうに思います。これのカットされている金額の額がわかりましたら教えていただきたいというふうに思います。

議長（川上要一君） 総務課長。

総務課長（益子 実君） まず第1点のご質問であります、一般会計で申し上げますと職員が217名おります。このうち56%、約120名強の職員が該当いたします。

なお、平成16年からの累計、これは集計はしておりません。ただ、それから毎年基本給並びに期末勤勉手当、これらが減額になっておりますので、一人当たり直しますと相当な額の減額となっております。

以上であります。

議長（川上要一君） 何年以上勤めた人、何歳以上か、わかれば。

総務課長。

総務課長（益子 実君） ほぼ40歳から45歳以上の職員が引き下げになっております。これは職務に応じて等級がありますので、一概に40歳であるから該当なしということではなくて、40歳でも該当ある者となない者、あるいは45歳でも該当ある者、ない者があります。中高齢者中心にということでもありますので、特に若年層の職員について引き下げはございません。

以上です。

議長（川上要一君） そのほか質問はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「議長」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 反対討論ですか。

〔「はい、そうです」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 2番、益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） 2番、益子でございます。反対討論をさせていただきます。

一般的には勤める年数とかによって給料が上がっていくというのが、一般的な常識だと思えます。それなのに逆に下がっていくというのが、今の日本の給料体系になってきているという状況があると思えます。結局、一生懸命に働いても賃金が上がらない、逆に下がっていくというのはおかしな話であって、やはり長年勤めれば勤めるほど仕事もできるし、例えば会社にとってもプラスな点が多いのにどうしてそういうふうになるのかということがやはり問題だと思うのですが、それでいて賃金が下がっていく、それに対しての救済処置も何もや

られていないという問題はあると思います。そういうことは結局、労働の意欲、働く意欲ということもなくしてしまうのではないかとこのように私は考えます。働く者の権利と基本的人権を昨今奪われるような公務員の状況があると思います。結局、ストライキができない。そのための人事院勧告があるわけですから、それによってしかし、公務員の給料が上げられるのではなくて下がっていくというような逆進性があると。公務員だけではなくて民間会社でもそういうことが今やられているので。

あと一つは、この年代というのは今、総務課長からも説明がありました、40から45歳の年代というのは一番大変な時期ではないかと思うのです。子供さんは金がかかる、それとあとは高齢者を抱えているという点では非常に大変な時期、その年代の人たちの賃金をカットするというのは、やはりこれは高齢者とも同居していますし、そういう点では国が、県が、当局どれもやるべきことではないのではないかとこのように思います。

それとそういう中で、これから要するに消費税や健康保険税、介護保険料、医療費が上がるとということが予測されております。大変お金がかかることが先に見えているのに、そんなときに職員の給料を下げることや、これがやがて民間で働く人たちの給料にも影響すると。本当に労働者が安く使われる、労働者の労働力の安売りというのですか、そういうふうにながっていくと思うのです。だから、そういう点でやはり公務員の給料というのは一つの目安になって、それを目標に働いている民間労働者というのが結構多いわけです。そういう点でもやはり下げるべきではないというふうに私は思います。それと今、民間企業でも……

議長（川上要一君） 討論者に申し上げます。まとめてよろしくお願いいたします。

2番（益子輝夫君） はい。

働く人たちが失業している、そういう中でやはり公務員の給料が保障されているというのは、それはそれでいいことだとは思いますが、私は。むしろ民間の企業が安すぎると。非雇用でさえ結局、年間の収入が200万円に満たない人が大企業の中で5割を占め、また賃金が200万円に満たない人が4割を占めているというような状況の中で、本当に人間らしい生活ができないという状況にあると思います。そういう点でこの賃下げには、私は給料の値下げには反対します。

議長（川上要一君） 続いて、本案に対する賛成討論を許します。

9番、福島泰夫君。

9番（福島泰夫君） 私は賛成の立場から討論をいたしたいと思います。

今回の給与の引き下げは人事院勧告に基づくものであります。そして、若年層に配慮して、

若年層、いわゆる給料の安い世代は下げない。それと世の中の現在の経済情勢、あるいはグローバルに考えても民間企業が厳しい状況にある、そういう中で差を少しでも縮めようという事で公務員の給料を下げる。これは下げられる方にとっては非常に気の毒だと思いますし、ただいま益子議員がおっしゃいましたように、給料は上がりっぱなしで下がらない、これが一番いいことなのです。ただ、これが現在の世の中では通らない。そういう中での給料引下げということで、私は賛成をいたしたいと思います。

以上です。

議長（川上要一君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

異議がありますので、起立により採決をいたします。

議案第1号 那珂川町職員の給与に関する条例等の一部改正については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（川上要一君） 起立多数と認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

議長（川上要一君） 以上で、今期臨時会の会議に付されました事件はすべて終了いたしました。

会議を閉じます。

これにて、平成23年第7回那珂川町議会臨時会を閉会いたします。

ご起立願います。

ご苦労さまでございました。

閉会 午後 1時46分